
世田谷区新実施計画（後期）

（平成 30 年度～令和 3 年度）
（2018） （2021）

推進状況（案）

令和 3 年（2021 年）3 月

世 田 谷 区

新実施計画（後期）推進状況 目次

第1章 計画の位置づけ	
1 新実施計画（後期）の位置づけ	2
2 推進状況について	3
(1) 推進状況（令和3年3月）について	
(2) PDCAサイクルによる新実施計画の継続的改善	
第2章 世田谷区総合戦略	
1 世田谷区総合戦略の位置づけ	6
2 第2期世田谷区総合戦略の策定について	6
(1) 新実施計画（後期）と第2期世田谷区総合戦略について	
(2) 第2期世田谷区総合戦略策定の基本的な考え方	
3 第2期世田谷区総合戦略	7
(1) 基本目標	
(2) 計画期間	
(3) 具体的な施策・事業等	
4 人口の視点から目指すべき将来の方向について	8
第3章 新実施計画（後期）の考え方	
1 計画策定にあたっての考え方	12
(1) 計画を推進するための視点	
(2) 新実施計画事業の選定基準	
(3) 計画の評価、進行管理の実施	
(4) 成果の明確化	
2 計画の構成	13
(1) 重点政策	
(2) 新実施計画事業 基本計画分野別政策に基づく取組み	
(3) 新実施計画事業 行政経営改革の取組み	
(4) 財政収支見通し	
第4章 重点政策	
1 子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進	18
2 高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい	19
3 安全で災害に強いまちづくり	20
4 自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現	21
5 世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり	22
6 豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進	23

第5章	新実施計画事業 基本計画分野別政策に基づく取組み	
1	健康・福祉	31
2	子ども若者・教育	55
3	暮らし・コミュニティ	85
4	都市づくり	117
第6章	新実施計画事業 行政経営改革の取組み	
1	行政経営改革 10 の視点に基づく取組み	148
2	外郭団体の見直し	222
3	公共施設等総合管理計画に基づく取組み	316
第7章	財政収支見通し	
1	財政見通し	337
2	新実施計画事業費	338
3	行政経営改革効果額	340
参 考	世田谷区政策方針	342

第1章 計画の位置づけ

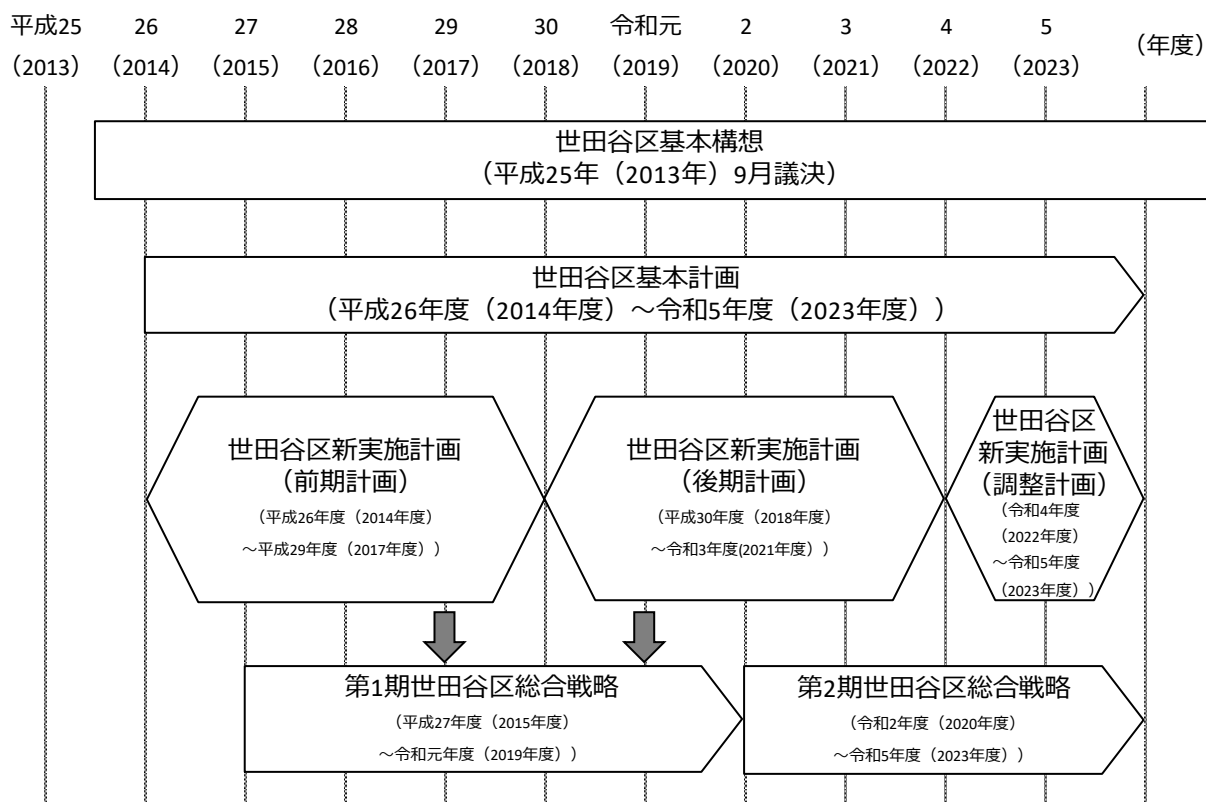
1 新実施計画（後期）の位置づけ

世田谷区では、「世田谷区基本構想」に基づき、平成26年度からの10年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針「世田谷区基本計画（平成26年度（2014年度）～令和5年度（2023年度））（以下、「基本計画」という。）」を定めています。この基本計画の実現に向けて、その具体的取組みを示す「新実施計画（平成26年度（2014年度）～平成29年度（2017年度））（以下、「前期計画」という。）」を策定し、中期的展望に基づいて、さまざまな施策を進めてきました。

基本計画、前期計画の4年間の達成度や、刻々と変化する社会経済状況も踏まえ、平成30年度からの4年間に重視すべき課題を見きわめながら、「新実施計画（後期）（平成30年度（2018年度）～令和3年度（2021年度））（以下、「後期計画」という。）」を策定しました。

「世田谷区総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として、基本計画、新実施計画の取組みから、総合戦略の基本目標実現への寄与度が高いものを抽出し、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とした「第1期世田谷区総合戦略（以下、「第1期総合戦略」という。）」を策定しました。

後期計画策定にあたり、第1期総合戦略の具体的な施策・事業は基本的に後期計画の計画事業としているため、進行管理及び区民に分かりやすい計画体系を示すため、本計画書（後期計画推進状況）内に「第2期世田谷区総合戦略（以下、「第2期総合戦略」という。）」の施策・事業であることを明確にし、一体的に管理を行っていきます。



2 推進状況について

後期計画推進状況は、各事業における当年度末の取組み状況の見込みを示すとともに、見込みを踏まえ、翌年度から令和3年度までの年次別計画を必要に応じて見直し、取りまとめました。

(1) 推進状況（令和3年3月）について

各事業の年次別当初計画に対して、平成30年度末から令和元年度末の実績、令和2年度末の取組み状況、事業費、効果額等の実績見込み（※）、令和3年度の計画、計画変更理由、事業費、効果額等について示しています。

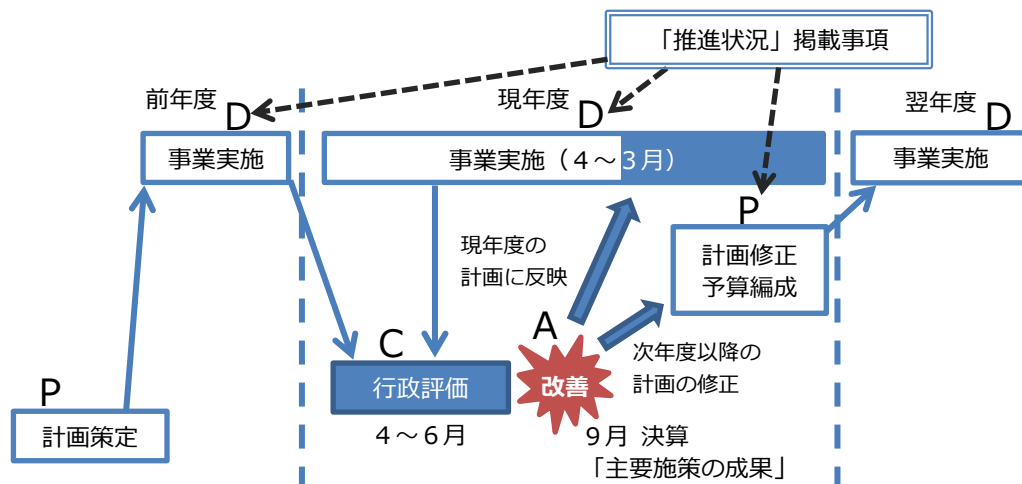
また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年度の計画は、事務事業等の緊急見直しによる事業の休止、先送り、縮小や補正予算等による事業の拡充のほか、「世田谷区政策方針」を踏まえた事業手法の転換や発展充実の先送り、優先順位の高い施策事業の取組み強化等、取組み内容の見直しを計画に反映しています。

その他、後期計画策定時からの状況の変化による記載内容の変更・追加等、必要な修正を加えています。

※実績見込みは、令和2年12月末現在での令和2年度末見込みです。

(2) PDCAサイクルによる新実施計画の継続的改善

新実施計画は、計画の策定・修正(Plan)→計画の実施(Do)→実施状況の評価(Check)→評価を踏まえた改善(Action)というPDCAサイクルを年度ごとに繰り返し、成果をより高めるために継続的に改善を行います。推進状況では、まずPDCAサイクルにおける、計画の実施(Do)状況を掲載しています。各年度の決算終了後、新公会計制度を活用した行政評価により、コスト面での分析、成果達成度の評価(Check)を行い、分析、評価に基づき事業の改善点を明らかにします(Action)。これらは各年9月に決算付属資料「主要施策の成果」へ掲載します。さらに、改善(Action)に基づき、必要に応じて計画の修正(Plan)を行い、修正内容を推進状況で報告するとともに、次年度以降の予算編成に反映します。



第2章 世田谷区総合戦略

1 世田谷区総合戦略の位置づけ

国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、平成26年12月27日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、まち・ひと・しごと創生の総合的な取組みが開始されました。

「まち・ひと・しごと創生法」では、都道府県（第9条）及び市町村（第10条）において、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（地方版総合戦略）を定めるよう努めることと規定されています。

区では、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく地方版総合戦略として、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画期間とした第1期総合戦略を策定しました。

2 第2期世田谷区総合戦略の策定について

（1）新実施計画（後期）と第2期世田谷区総合戦略について

- 第1期総合戦略の具体的な施策・事業は、平成29年度に策定した後期計画において、新実施計画事業又は行政経営改革事業としています。
- 後期計画策定に際しては、パブリックコメントの実施やWEB調査など外部意見聴取を行い策定しています。
- 後期計画では、年度ごとに、事業の進行状況の把握、評価を行い、事業や目標値の見直しなど計画内容の調整を図るとともに、進捗状況を公表していくこととしています。
- 第1期総合戦略のKPIは、活動量（アウトプット指標）としての設定が多く、また、質的なKPI（増加、向上、充実、拡充など）も同様に多いため、各施策の効果検証がしにくく改善が必要でしたが、後期計画では、各事業に事業の実施結果を測る活動指標（アウトプット指標）に加えて、目標達成の度合いを測る成果指標（アウトカム指標）を設定することにより、事業の成果を明確にし、事業手法の改善や、新公会計制度の導入によるコスト分析等に活用していくこととしています。
- 後期計画では、PDCAサイクルを年度ごとに繰り返し、成果をより高めるために継続的に改善を行うこととしています。

(2) 第2期世田谷区総合戦略策定の基本的な考え方

- 第1期総合戦略の取組み結果及び平成30年度までの新実施計画等の実施状況の結果を踏まえ、第2期総合戦略は第1期総合戦略の目標及び基本的方向については原則継続することとします。
- 「第1章 計画の位置づけ」のとおり、後期計画では、目標達成度を測る成果指標（国では重要業績成果指標（KPI））の設定やPDCAサイクルに基づく検証を行うなど国で示している作成の考え方に合致することから、世田谷区総合戦略を後期計画と一体として作成します。
- 第1期総合戦略の具体的な施策・事業は基本的に後期計画の計画事業としているため、毎年度策定している後期計画推進状況内に第2期総合戦略の施策・事業であることを明確にし、推進状況等の管理を一体的に行っていきます。

3 第2期世田谷区総合戦略

(1) 基本目標

第1期総合戦略の3つの基本目標は継続し、基本目標達成に向け引き続き取組みを進めていくこととします。

基本目標1「多くの世代の希望の実現」

基本目標2「地域人材と社会資源を活用した活力ある地域社会の構築」

基本目標3「心豊かな暮らしを実現するための地方・都市との連携・交流」

(2) 計画期間

令和2年度～令和5年度

国においては、総合戦略の計画期間を5年間としていますが、基本計画・新実施計画の計画期間を踏まえ、第2期総合戦略は令和2年度から令和5年度までの4年間とし、後期計画と整合を図るため、具体的な施策・事業については2年間毎に計画化することとします。

(3) 具体的な施策・事業等

世田谷区総合戦略の基本目標実現に向け後期計画事業で寄与度が高い取組みを抽出します。

第2期総合戦略事業については、新実施計画事業又は行政経営改革事業ごとに、どの「基本目標」の事業かがわかるよう明示しています。

4 人口の視点から目指すべき将来の方向について

平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間を計画期間とした後期計画の策定に際し、平成 29 年度に平成 30 年から令和 24 年までの 25 年間を推計期間とした人口推計を行っています。

平成 29 年度の人口推計では、世田谷区の人口は今後も一貫して増加傾向にあり、生産年齢人口（15 歳～64 歳）も当面の間、増加が継続し、人口比率では 67%程度で推移するものの、令和 14 年をピークに緩やかな減少傾向に転じ、令和 24 年には 62%程度に低下する推計となっています。

※詳細については、世田谷区将来人口推計（平成 29 年 7 月）を参照。

また、後期計画策定の際に、前期計画策定後の社会情勢の変化及び前期計画の到達点と課題を整理しており、その中で「人口及び社会の動向」及び「地域資源、地方自治の動き」について以下のとおり整理しています。

○人口及び社会の動向

世田谷区の人口は、前期計画策定時の想定を上回る速さで増加しました（平成 29 年 1 月 1 日人口 892,535 人に対し、平成 26 年推計は 874,694 人。差 17,841 人）。年少人口、生産年齢人口、高齢人口が満遍なく増えているため、この間の高齢化率は横ばいとなっています。しかしながら、高齢者人口そのものは増え続けており、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 10 年代には高齢化が再び加速し、超高齢社会へと突入すると予想されます。

一方で、未婚率の上昇など、家族の有り様も大きく変化しています。三世同居や、夫婦と子ども二人のいわゆる標準的世帯は減少し、単身世帯、高齢者のみ世帯などの増加が続いています。かつては、困りごとがあれば、まず家族、次に地域社会の中で「おたがいさま」の支えあい、助け合いで解決が図られてきました。このような関係性が薄れ、個人では解決できない困難に直面したときに、孤立し、すぐに社会保障に頼らざるをえない人々が増えてきています。家族や地域の友人等の手助けを頼める人が少ない人たちを、どのように支えるかが課題となっています。

○地域資源、地方自治の動き

この間、地域包括ケアの地区展開や地区防災力の強化など、横断的連携や区民参加を通して、地域での互いの顔の見える関係の構築を進めてきました。孤立したり、生活を保障する制度に辿り着くことができず、支援を受けることができない人をなくすため、住民がお互いに気づき、支えあう、「参加と協働」を軸にした、共助、共生の地域社会を目指しています。

また、世田谷区総合戦略においても、地域人材と社会資源を活用した地域社会づくりや、地方と都市の連携交流といった基本目標を掲げ、他自治体も含めた相互連携、共存共栄の取組みに着手しました。

区政の最前線である地区こそが区民の参加と協働を推進する場であるとの認識に立ち、地域活動の場を広げ、自治への理解と主体的参加を促すとともに、率先して自治を担いリーダーシップを発揮する人材が育つ環境を整備することが必要です。

第1期総合戦略では、人口減少問題をどう乗り越えるかという視点だけでなく、将来、人口がどのように推移しようとも、持続可能な地域社会を実現するために必要なことは「魅力あるまち世田谷」を創出することとしており、世田谷区に住む人々が生き生きと生活できるために取り組む施策を実践し、発信していくことが、いずれ全国の課題解決にむすびつくと考えを基本としています。

また、後期計画は、基本計画において、全国で少子高齢化が進み、人口減少により社会全体が縮小していくなか、子どもを大切に、子育てのためのしっかりした土台を築いていくことを掲げている「子どもが輝く 参加と協働のまち せたがや」を目指し具体的な事業を推進しています。

以上の点より、第2期総合戦略の計画期間においても、第1期総合戦略で掲げた下記の「人口の視点から目指すべき将来の方向」に向け取り組んでいくことが、将来的には地方創生につながっていくと考えるため、引き続き継続していくことが重要です。

○世田谷らしい子ども・子育て施策と子育て世帯向け住宅確保の取組み等、各分野が相互に連携した施策の展開により、転出しなくとも安心して子育てができる環境が整えられていきます。これにより、少子化に歯止めをかけるとともに、人口減少社会の克服を目指します。

○みずとみどり豊かな住宅都市世田谷は、多くの人々を引きつける魅力を持っています。これからも、住宅地における緑化をはじめ、環境に配慮した住宅・まちづくりに取り組み、質と量の両面にわたり、多様な自然資源を次世代に引き継いでいきます。これにより、潤いのある、みどり豊かな住環境の維持・向上を図り、引き続き多くの人々から魅力ある都市と評価される「住みたいまち世田谷」を目指します。

○子育て世代から高齢者まで区民の誰にとっても、移動、買い物をはじめとした日常生活の利便性の確保は、日々の暮らしを快適なものとするうえで欠かせない要素です。充実した交通環境や活気ある商店街など暮らしやすさの実現により、いくつであっても、いくつになっても「住み続けたいまち世田谷」を目指します。

第3章 新実施計画（後期）の考え方

1 計画策定にあたっての考え方

(1) 計画を推進するための視点

限られた財源と人員を活用して後期計画を推進するため、以下の視点を強化します。

①参加と協働の更なる推進

縦割りを越えた横断的連携を徹底するとともに、区民や事業者、地域活動団体等とのパートナーシップを進めることを主眼とした取組みを中心に施策事業を進めます。また、各事業の取組みには、区民等が主体的に地域を運営する手法を積極的に取り入れ、参加と協働の裾野を拡大していきます。

②行政手法改善の徹底、成果重視の政策選択

最小の経費で最大の効果を上げられるよう、前例にとらわれない行政手法改善を徹底します。また、新公会計制度を活用したコスト分析と成果により事業を評価、点検し、成果達成度や費用対効果等の観点に立って、事業の機動的な見直しを行います。

(2) 新実施計画事業の選定基準

前期計画で推進している事業や新たな課題に基づく事業案を、以下の基準により整理し、後期計画事業の内容や数を精査します。

①重点政策に関わる事業

②「計画を推進するための視点」に基づき、参加と協働を更に推進する事業

③その他個別計画における重要な事業

(3) 計画の評価、進行管理の実施

年度ごとに、事業の進行状況の把握、評価を行い、事業や目標値の見直しなど計画内容の調整を図るとともに、進捗状況を公表します。

(4) 成果の明確化

各事業に、事業の実施結果を測る活動指標（アウトプット指標）に加えて、目標達成の度合いを測る成果指標（アウトカム指標）を設定することにより、事業の成果を明確にし、事業手法の改善や、新公会計制度の導入によるコスト分析等に活用します。

2 計画の構成

基本計画の政策を実現するため、6つの重点政策と4つの分野別政策に基づいて事業を構成し、重要な取組みを効果的に進めます。

(1) 重点政策

基本計画では、世田谷区基本構想に掲げる九つのビジョンに定められた目標や理念を踏まえ、主要な課題を確実に解決し、施策を展開するため、重要性・先駆性・象徴性・創造性などを総合的に考慮し、六つの重点政策を選定しています。

後期計画では、重点政策の着実な推進や成果の測定、また、推進のプロセスを含めた政策評価を行うために、重点政策の個票を新たに設けます。

重点政策の実現に向けた4年間の課題認識と取組み方針を示すとともに、方針に沿った個別事業を体系化しています。

今後、計画策定を進める中で、事業の進捗や効果を把握するための成果指標等を設定します。

- ①子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進
- ②高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい
- ③安全で災害に強いまちづくり
- ④自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現
- ⑤世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり
- ⑥豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

(2) 新実施計画事業 基本計画分野別政策に基づく取組み

新実施計画事業のうち基本計画の分野別政策に基づく取組みを、分野別政策の4つの体系に沿って整理しています。

- 健康・福祉
- 子ども若者・教育
- 暮らし・コミュニティ
- 都市づくり

(3) 新実施計画事業 行政経営改革の取組み

新実施計画事業のうち、行政経営改革の10の視点に基づく取組み、外郭団体の見直し、公共施設等総合管理計画に基づく取組みを整理します。

①行政経営改革の10の視点

自治の推進と独自性のある自治体経営の確立に向け、また今後の行政需要の増大と厳しい財政状況を踏まえた持続可能で強固な財政基盤を構築するため、行政経営改革の取組みを継続して行う必要があります。

I Tの進化や働き方の見直しなど、社会状況の変化に応じた行政経営の改革を進めるとともに、施策事業の見直しにあたっては、公正性・公平性や、成果に基づく評価の観点とともに、低所得者等への配慮の観点を踏まえ、区民の視点に立った改革を着実に推進していきます。

また、増加する施設更新などの経費抑制の観点から、効率的・効果的な公共施設の整備、維持管理に努めます。

《方針1》区民に信頼される行政経営改革の推進

(視点1) 自治体改革の推進

都区制度改革を始め、地方分権に向けた取組みを進め、自主財源の拡充にも取り組みます。また、国の地方分権改革の動向に的確に対応し、自立した自治体を目指します。

(視点2) 自治の推進と情報公開、区民参加の促進

住民自治の推進を図り、区民への情報公開及び情報提供の充実、区民参加の機会拡大、区民やNPO等との協働の促進を行います。

(視点3) 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進

世田谷区役所や職員一人ひとりが率先行動に取り組み、新たな時代の変化を捉え、区政課題に的確に応えるために、現場からの業務手法や働き方等の改革を進めます。

(視点4) 執行体制の整備

区政の課題に確実かつ効果的に応えられる簡素で柔軟な組織体制を整備するとともに、職員定数の適正化を行います。経営感覚を持ち、区民との協働を進める職員を育成します。

《方針2》持続可能で強固な財政基盤の確立

(視点5) 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し

現在の社会情勢や区民ニーズに照らした場合に施策事業を行う意義(必要性)や、現在の実施手法が政策目的に沿った成果を達成できているか(有効性)を評価して、施策の優先度や補助事業等の検証を行い、より必要とされる施策に財源や人員を集中するとともに、施策のプロセスにおける成功要因や工夫を明らかにし、中長期的な施策の改善に活かします。

(視点6) 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減

民間企業等のノウハウや資源の活用により、サービスの向上やコストの縮減が図れる場合には、行政の責任を明確にし、質の確保に十分留意しながら、民間活用を積極的に進めます。また、民間企業等との対話と連携を進め、新たな公共サービスの促進に努めます。

(視点7) 施策事業の効率化と質の向上

政策目的に照らして最適な手法を選択し、効率的かつ質の高い行政サービスをめざした改善を行います。実施に向け、委託事業のさらなる見直しを図るとともに、業務の標準化を行うことで、外部委託を始めとした業務改善を進め、より高度かつ専門性の高い業務への人的資源の投入を図ります。

(視点8) 区民負担等の適切な見直し

施策・事業の継続性と政策目的を踏まえ、経費抑制策や事務改善等に取り組むとともに、区民負担等の適切な見直しを図ります。

《方針3》 資産等の有効活用による経営改善

(視点9) 公有財産等の有効活用

区有地や公共施設などを有効活用し、民間と連携した施設整備、運営や、区民ニーズに応じた民間施設の誘致を進め、経費抑制や公共的サービスの充実を図ります。

(視点10) 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上

公金運用やネーミングライツ、広告事業などによる税外収入の確保を推進します。また、適正な債権管理や納付機会の拡大、必要の際には法的措置の実施などを図ります。

②外郭団体の見直し

外郭団体改革基本方針に基づき、外郭団体が自立した経営の下、公益性と専門性を生かした、区民サービスの向上と、より一層の効率的・効果的な経営体制の確立をめざして、外郭団体（11 団体）ごとに改革の取組みを進めます。

○外郭団体改革基本方針

- （方針 1）外郭団体のあり方に関する見直し
- （方針 2）外郭団体への委託事業に関する見直し
- （方針 3）財政的支援・関与の見直し
- （方針 4）人的支援・関与の見直し
- （方針 5）中期経営目標の設定及び人事・給与制度の見直し

③世田谷区公共施設等総合管理計画に基づく取組み

多様化する区民ニーズ等の変化に対応するとともに、老朽化する施設を適切に更新・維持していくために、施設の総量（施設数・延床面積）の増加を抑制し、効率的・効果的な公共施設の整備や維持管理を行います。

○『世田谷区公共施設等総合管理計画』の基本方針

《建物編》

- （方針 1）施設はできるだけ長く使い、簡素にする
- （方針 2）施設総量を抑制しつつ、公共的空間の拡充を図る
- （方針 3）民間の知恵と力を、最大限活かす

《都市基盤施設編》

- （方針 1）計画・予防保全による長寿命化、安全確保
- （方針 2）都市基盤施設整備、保全・更新経費の維持
- （方針 3）民間との連携、協力の推進

（4）財政収支見直し

①財政見直し

今後 4 年間（令和 3 年度～令和 6 年度）の見直しを示します。

②新実施計画事業費

新実施計画事業に要する事業費を示します。

③行政経営改革効果額

行政経営改革に伴う取組みにより生じる効果額（歳入増、事業見直し等による歳出削減額または歳出抑制額）を示します。

第4章 重点政策

重点政策1	子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進			
政策目的	子ども・子育て応援都市を推進します			
4年間の取組み方針	方針	構成する新実施計画事業		主管部
	①保育待機児童の解消、幼児教育・保育の推進	204	保育・幼児教育の充実	保育部
	②妊娠期からの切れ目のない支援、地域の子育て力の向上	203	家庭・地域における子育て支援の推進	子ども・若者部
		205	妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の推進	子ども・若者部
	③子どもや若者の活動を支え、成長を促す環境づくり	201	若者の交流と活動の推進	子ども・若者部
		206	子どもの成長と活動の支援	子ども・若者部
	④支援が必要な子どもへの総合的な支援、効果的な児童相談行政の推進	208	特別支援教育の充実	教育委員会事務局
		209	支援を必要とする子どもと家庭のサポート	子ども・若者部
		211	教育相談・不登校対策の充実	教育委員会事務局
		210	効果的な児童相談行政の推進	子ども・若者部
	⑤質の高い教育の推進、学校経営力の向上	207	「世田谷9年教育」の推進	教育委員会事務局
212		世田谷の教育を推進する拠点づくり～教育総合センター～	教育委員会事務局	

■成果指標

成果指標	策定時 平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 令和3年度末 (2021年度末)
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合	56.4%	64.3%	66.5%		65%
地域の活動に参加する区民のうち、子育て支援活動に関わる区民の割合	7.6%	7.6%	10.6%		15%

重点政策2	高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい			
政策目的	誰もが安心して暮らし続けることができるまちをつくります			
4年間の取組み方針	方針	構成する新実施計画事業		主管部
	①地域包括ケアシステムを推進するための医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援、社会参加（就労）の一体的な提供体制の構築	101	生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進	世田谷保健所
		102	介護予防の総合的な推進	高齢福祉部
		103	認知症在宅支援の総合的な推進	高齢福祉部
		104	在宅医療・介護連携推進事業	保健福祉政策部
		105	高齢者の在宅生活を支える保健福祉サービスの整備	高齢福祉部
		106	障害者の地域生活の支援と障害者差別の解消	障害福祉部
		408	様々な住まいづくりと居住支援	都市整備政策部
	②身近な地区における相談窓口の充実と地区の課題を地区で解決する参加と協働による地域づくり	108	相談支援機能の強化	総合支所
		109	地区・地域での社会資源の発掘・創出	総合支所
	③担い手となる福祉人材の育成・拡充	111	福祉人材育成・研修センター運営	保健福祉政策部
	④地域包括ケアシステムの推進に向けた新たな展開の検討	110	全区的な保健医療福祉拠点の整備・運営	保健福祉政策部
112		地域包括ケアシステムの深化・推進	保健福祉政策部	

■成果指標

成果指標	策定時 平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 令和3年度末 (2021年度末)
「福祉の相談窓口」の認知度	30.2%	42.1%	46%		60%
介護や医療が必要になっても世田谷区に住みたい人の割合	69.2%	66.1%	64.7%		75%
障害者差別解消法の認知度	29.2%	25.4%	24.3%		50%

重点政策3		安全で災害に強いまちづくり		
政策目的		災害に強く復元力のある都市をつくります		
4年間の取組み方針	方針	構成する新実施計画事業		主管部
	①住民の力で被害の拡大を防ぐ、防災意識が根づいた地域コミュニティづくり	303	地域防災力の向上	危機管理部
	②不燃化や耐震化、豪雨対策等の住民、事業者との協働による推進	401	木造住宅密集地域の解消	防災街づくり担当部
		402	建築物の耐震化の促進	防災街づくり担当部
		403	狭あい道路拡幅整備の促進	防災街づくり担当部
		404	豪雨対策の推進	土木部
	③道路、公園等の計画的かつ効率的な整備による災害に強い街づくり	411	道路ネットワークの計画的な整備	道路・交通計画部
410		公園・緑地の計画的な整備	みどり33推進担当部	

■成果指標

成果指標	策定時 平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 令和3年度末 (2021年度末)
食料を備蓄している区民の割合	51.6%	57.4%	68.5%		66.5%
地区防災計画の認知率	48%	50%	45.3%		60%
不燃化特区に指定した区域の不燃領域率	62.4% (平成28年度末現在)	64.8% (平成30年度末)	66.7% (令和元年度末)		70%以上
流域対策による雨水流出抑制量(累計)	時間 4.1mm相当 (約39.4万m ³)	時間 4.5mm相当 (約42.9万m ³)	時間 4.7mm相当 (約44.9万m ³)		時間 5.4mm相当 (約51.5万m ³)

※令和2年度から、「食料を備蓄している区民の割合」の目標値を修正(55%→66.5%)

重点政策4	自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現			
政策目的	再生可能エネルギーと新たな活力が生まれる環境共生都市をつくります			
4年間の取組み方針	方針	構成する新実施計画事業		主管部
	①再生可能エネルギーの普及拡大、区民や事業者等の環境配慮行動による環境共生都市づくりの推進	310	環境に配慮したライフスタイルへの転換と再生可能エネルギー利用の促進	環境政策部
		311	区民・事業者の3R行動の促進	清掃・リサイクル部
	②区民、事業者との協働による、質、量ともに豊かなみどりの環境づくり	409	世田谷らしいみどりの保全・創出	みどり33推進担当部
③たばこマナー向上など環境美化の取組みによる清潔で美しいまちの実現	312	たばこマナーが向上するまちづくりの実現	環境政策部	

■成果指標

成果指標	策定時 平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 令和3年度末 (2021年度末)
CO ₂ 排出量 ※集計上2年前のデータが最新	2,927千 t-CO ₂ (平成26年度実績)	2,671千 t-CO ₂ (平成28年度実績)	2,733千 t-CO ₂ (平成29年度実績)		2,685千 t-CO ₂
区民1人1日あたりのごみ排出量 (g/人日)	542g (平成28年度)	530g	530g		507g
緑化助成によるシンボルツリーの植栽本数 (累計)	590本	688本	833本		1,030本

※令和2年度から、「区民1人1日あたりのごみ排出量 (g/人日)」の目標値を修正 (516g→507g)

重点政策5		世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり		
政策目的		文化・芸術・歴史・スポーツを多世代で楽しむ都市をめざします		
4年間の取組み方針	方針	構成する新実施計画事業		主管部
	①区民が生涯を通じて学び、文化・芸術・歴史に親しめる環境づくり	308	文化・芸術・歴史資源の魅力発信と子どもの創造性の育み	生活文化政策部
		315	まちなか観光の推進	経済産業部
	②多世代が集う図書館を情報拠点とした、文化の創造と知のネットワークづくり	213	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造	教育委員会事務局
③総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立や既存クラブの支援、障害者スポーツの推進など、だれもがスポーツに親しめる機会の創出	309	地域での生涯を通じたスポーツの推進	スポーツ推進部	

■成果指標

成果指標	策定時 平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 令和3年度末 (2021年度末)
文化・芸術に親しめる環境の区民満足度	55.2%	47%	46.7%		80%
成人の週1回以上のスポーツ実施率	47.3%	42%	51.6%		60%

重点政策6		豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進		
政策目的		コミュニティ活動で互いに支える都市をつくります		
4年間の取組み方針	方針	構成する新実施計画事業		主管部
	①地域活動への参加を促進するための環境づくりと区民や事業者による協働の促進	301	豊かな地域社会づくりに向けた区民による参加と協働のまちづくり	生活文化政策部
		302	コミュニティ活動の場の充実	地域行政部
		304	犯罪のないまちづくり	危機管理部
	②地区街づくりの推進に向けた区民の主体的な取組みの支援	405	地区街づくりの推進	都市整備政策部
	③多様性を認め合い、人権を尊重し、男女共同参画と多文化共生を推進する地域社会づくり	305	男女共同参画の推進	生活文化政策部
		307	多文化共生の推進	生活文化政策部
	④職住近接に向けた産業基盤の強化と多様な働き方の推進	313	世田谷産業の基礎づくり	経済産業部
		314	世田谷産業を担う人材の充実と活用	経済産業部

■成果指標

成果指標	策定時 平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 令和3年度末 (2021年度末)
地域活動への参加度	15.3%	13.4%	14.3%		18%
多文化共生施策が充実していると思う区民の割合	33.2%	27.6%	33.2%		80%
地区計画の策定・変更地区数	策定済み 90地区	a)策定1地区 (計90地区) b)変更4地区 (内、廃止1地区)	a)策定0地区 (計90地区) b)変更1地区 (内、廃止0地区)		a)策定9地区 (計95地区) b)変更10地区 (内、廃止4地区)
地区街づくり計画の策定・変更地区数	策定済み 102地区	a)策定2地区 (計103地区) b)変更2地区 (内、廃止1地区)	a)策定0地区 (計103地区) b)変更1地区 (内、廃止0地区)		a)策定11地区 (計108地区) b)変更12地区 (内、廃止5地区)

第5章 新実施計画事業
基本計画分野別政策に基づく取組み

基本計画の分野別政策に基づく取組み（重点政策を構成する事業、個別計画における重要な事業、第2期世田谷区総合戦略事業）を以下のとおり整理しました。

分野	事業番号	新実施計画事業	重点政策	総合戦略	主管部	頁
健康・福祉	101	生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進	②	❶	世田谷保健所	32
	102	介護予防の総合的な推進	②	❶	高齢福祉部	34
	103	認知症在宅支援の総合的な推進	②	—	高齢福祉部	36
	104	在宅医療・介護連携推進事業	②	❶	保健福祉政策部	38
	105	高齢者の在宅生活を支える保健福祉サービスの整備	②	❶	高齢福祉部	40
	106	障害者の地域生活の支援と障害者差別の解消	②	❶	障害福祉部	42
	107	障害者就労の促進	—	—	障害福祉部	44
	108	相談支援機能の強化	②	❶	総合支所	46
	109	地区・地域での社会資源の発掘・創出	②	❶ ❷	総合支所	47
	110	全区的な保健医療福祉拠点の整備・運営	②	—	保健福祉政策部	49
	111	福祉人材育成・研修センター運営	②	—	保健福祉政策部	51
	112	地域包括ケアシステムの深化・推進	②	—	保健福祉政策部	52
子ども若者・教育	201	若者の交流と活動の推進	①	❶	子ども・若者部	56
	202	生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援	—	❶	子ども・若者部	58
	203	家庭・地域における子育て支援の推進	①	❶	子ども・若者部	60
	204	保育・幼児教育の充実	①	❶	保育部	62
	205	妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の推進	①	❶	子ども・若者部	64
	206	子どもの成長と活動の支援	①	❶	子ども・若者部	66
	207	「世田谷9年教育」の推進	①	—	教育委員会事務局	68
	208	特別支援教育の充実	①	—	教育委員会事務局	71
	209	支援を必要とする子どもと家庭のサポート	①	❶	子ども・若者部	73
	210	効果的な児童相談行政の推進	①	❶	子ども・若者部	76
	211	教育相談・不登校対策の充実	①	—	教育委員会事務局	79
	212	世田谷の教育を推進する拠点づくり～教育総合センター～	①	—	教育委員会事務局	81
213	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造	⑤	—	教育委員会事務局	83	

分野	事業 番号	新実施計画事業	重点 政策	総合 戦略	主管部	頁
暮らし・ コミュニ ティ	301	豊かな地域社会づくりに向けた区民による参加と協働のまちづくり	⑥	❷	生活文化政策部	86
	302	コミュニティ活動の場の充実	⑥	—	地域行政部	88
	303	地域防災力の向上	③	❷	危機管理部	90
	304	犯罪のないまちづくり	⑥	—	危機管理部	92
	305	男女共同参画の推進	⑥	❶	生活文化政策部	94
	306	DV防止の取組み	—	—	生活文化政策部	96
	307	多文化共生の推進	⑥	—	生活文化政策部	98
	308	文化・芸術・歴史資源の魅力発信と子どもの創造性の育み	⑤	—	生活文化政策部	100
	309	地域での生涯を通じたスポーツの推進	⑤	—	スポーツ推進部	102
	310	環境に配慮したライフスタイルへの転換と再生可能エネルギー利用の促進	④	❸	環境政策部	104
	311	区民・事業者の3R行動の促進	④	—	清掃・リサイクル部	106
	312	たばこマナーが向上するまちづくりの実現	④	—	環境政策部	107
	313	世田谷産業の基礎づくり	⑥	—	経済産業部	109
	314	世田谷産業を担う人材の充実と活用	⑥	❶ ❷	経済産業部	111
	315	まちなか観光の推進	⑤	—	経済産業部	114
都市 づくり	401	木造住宅密集地域の解消	③	—	防災街づくり担当部	118
	402	建築物の耐震化の促進	③	—	防災街づくり担当部	119
	403	狭あい道路拡幅整備の促進	③	—	防災街づくり担当部	121
	404	豪雨対策の推進	③	—	土木部	122
	405	地区街づくりの推進	⑥	—	都市整備政策部	123
	406	魅力ある風景づくりの推進	—	—	都市整備政策部	125
	407	魅力あるにぎわいの拠点づくり	—	—	都市整備政策部	127
	408	様々な住まいづくりと居住支援	②	—	都市整備政策部	128
	409	世田谷らしいみどりの保全・創出	④	—	みどり33推進担当部	130
	410	公園・緑地の計画的な整備	③	—	みどり33推進担当部	132
	411	道路ネットワークの計画的な整備	③	—	道路・交通計画部	133
	412	無電柱化の推進	—	—	土木部	134
	413	公共交通環境の整備	—	—	道路・交通計画部	135
	414	連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり	—	—	北沢総合支所	136

新実施計画事業 基本計画分野別政策に基づく取組み推進状況の見方

基本計画に掲げる6つの重点政策を構成する事業の場合は、該当する重点政策の番号を記載しています。

第2期世田谷区総合戦略事業については、どの基本目標の事業かがわかるよう記載しています。

重点政策	総合戦略	主管部	関連部
事業目的	基本計画分野別政策の施策等を達成するため、当事業がめざす姿を記載しています。		
4年間の取組み方針	① ② 課題を解決するための4年間の取組み方針や具体的な取組み内容を記載しています。 ③		

■実現に向けた取組み（行動量） ※令和2年度実績は見込み

方針	項目	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	総量
①	当初計画	4年間の取組み方針に基づく具体的な年次別計画を記載しています。計画の内容は、取組みの進捗状況や、新たな課題への対応などの必要に応じて、年度ごとに見直しを行い、修正計画に記載しています。 当初計画 計画策定時（平成30年3月）の内容を記載しています ※計画策定時になかった取組みを新たに追加した場合は斜線 修正計画 各年度末実績等を踏まえ、翌年度以降の計画を修正した場合、記載しています ※当初計画から変更がない場合は「—」 ※計画修正により、取組みがなくなった場合等は斜線 ※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事務事業等の緊急見直しや世田谷区政策方針等を踏まえて修正した令和2年度計画は網掛け 実績 令和2年度実績は、令和2年12月末現在の令和2年度末見込みを記載しています ※計画していた取組みがなくなった場合等は斜線 総量 積み上げ可能な行動量の合計を記載しています ※行動量が積み上げ可能な数字でない場合は「—」				
	修正計画					
	実績					
②	当初計画	4年間の取組み方針に基づく具体的な年次別計画を記載しています。計画の内容は、取組みの進捗状況や、新たな課題への対応などの必要に応じて、年度ごとに見直しを行い、修正計画に記載しています。 当初計画 計画策定時（平成30年3月）の内容を記載しています ※計画策定時になかった取組みを新たに追加した場合は斜線 修正計画 各年度末実績等を踏まえ、翌年度以降の計画を修正した場合、記載しています ※当初計画から変更がない場合は「—」 ※計画修正により、取組みがなくなった場合等は斜線 ※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事務事業等の緊急見直しや世田谷区政策方針等を踏まえて修正した令和2年度計画は網掛け 実績 令和2年度実績は、令和2年12月末現在の令和2年度末見込みを記載しています ※計画していた取組みがなくなった場合等は斜線 総量 積み上げ可能な行動量の合計を記載しています ※行動量が積み上げ可能な数字でない場合は「—」				
	修正計画					
	実績					
③	当初計画	4年間の取組み方針に基づく具体的な年次別計画を記載しています。計画の内容は、取組みの進捗状況や、新たな課題への対応などの必要に応じて、年度ごとに見直しを行い、修正計画に記載しています。 当初計画 計画策定時（平成30年3月）の内容を記載しています ※計画策定時になかった取組みを新たに追加した場合は斜線 修正計画 各年度末実績等を踏まえ、翌年度以降の計画を修正した場合、記載しています ※当初計画から変更がない場合は「—」 ※計画修正により、取組みがなくなった場合等は斜線 ※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事務事業等の緊急見直しや世田谷区政策方針等を踏まえて修正した令和2年度計画は網掛け 実績 令和2年度実績は、令和2年12月末現在の令和2年度末見込みを記載しています ※計画していた取組みがなくなった場合等は斜線 総量 積み上げ可能な行動量の合計を記載しています ※行動量が積み上げ可能な数字でない場合は「—」				
	修正計画					
	実績					

■計画変更理由・内容等

計画の修正を行った場合、その変更理由・内容等を記載しています。

■成果指標

桁	項目	策定時 平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	目標値 令和 3 年度末 (2021 年度末)
①	<p>実現に向けた取組み（行動量）の成果を測る成果指標を記載しています。</p> <p>令和 2 年度の成果は、令和 3 年度の推進状況を作成する際に、 確定した実績を入力します。</p>					
②						
③						

